

京都会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第126号

京都会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(利用許可の申請)

第1条 京都会館条例(以下「条例」という。)第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が市長の承認を得て定める申請書に次に掲げる書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者が市長の承認を得て定める付属設備の利用に係る明細書(付属設備を利用しようとする場合に限る。)
- (2) その他指定管理者が必要と認める書類

第2条本文中「使用しようとする日(以下「使用日」という。)の9箇月前」を「別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる日」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第4条の見出しを「(付属設備の利用に係る料金の上限額)」に改め、同条中「別表」を「別表第2」に、「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「京都会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「使用日」を「利用しようとする日(以下「利用日」という。)」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

区 分		受付を開始する日	
大ホール，中ホール 又は大ホール若しく は中ホールと併せて 利用する施設に係る 申請	舞台芸術公演のためにするもの	利用日の属する月の18 箇月前の月の初日	
	そ の 他 の も の	利用日の属する月の17 箇月前の月の初日	
そ の 他 の 申 請	小 ホ ー ル	舞台芸術公演の ためにするもの	利用日の属する月の12 箇月前の月の初日
		その他のもの	利用日の属する月の11 箇月前の月の初日
	楽 屋 兼 レ ッ ス ン 室	利用日の2箇月前の日	
	会議室及び中庭その他の構内地	利用日の6箇月前の日	

備考1 「舞台芸術公演」とは、音楽，演劇，舞踊等の公演をいう。

2 次の要件を満たす催物に係る利用の許可の申請については，この表の規定にかかわらず，利用日の36箇月前の日から受け付けるものとする。

(1) 本市における文化芸術の創造及び振興に著しく寄与するもの又は国際的若しくは全国的な規模の講習，研修，会議等であること。

(2) 次のいずれかの要件に該当すること。

ア 開催の準備に相当の期間を要するため，早期に利用日を決定することを要すること。

イ 大ホール，中ホール及び小ホールを併せて利用すること。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

区 分		単 位	利 用 料 金
舞台 設備	所 作 台	一 式	16,100 円
	び よ う ぶ	1 双	4,800
	演 台（花台を含む。）	1 組	1,700
	司 会 台		500

平	台		600				
スチールデッキ	1	台	600				
開	き	足	100				
平台キャスター	1	個	300				
譜	面	台	200				
譜	面	灯	100				
演奏者用椅子	1	脚	200				
演奏者用遮音版			200				
指	揮	台	1,100				
昇降式指揮台			1,100				
仮設花道(中ホールのみ)	片側一式		5,000				
バレエマット	—	式	6,000				
椅	子		200				
長	机	1	脚	400			
ホワイトボード	1	台	200				
オーケストラピット	—	式	7,100				
せ	り	1	台	2,400			
音響反射板	—	式	14,500				
国旗パネル	1	枚	200				
市旗パネル			200				
め	く	り	台	1	台	200	
毛	せ	ん			200		
上	敷	き	1	枚	200		
落語用見台及び膝隠し	—	式	500				
落語用高座座布団	1	枚	200				
つ	り	平	太	鼓	—	式	700
長	座	布	団	1	枚	200	
地	が	す	り	—	式	5,000	

	振り落としパイプ			1,000	
	姿見	1	台	200	
	しや幕	1	枚	3,000	
	全面ジョーゼット幕	—	式	5,000	
	ジョーゼットアーチ及び袖	1	組	3,000	
	壁面用黒幕（小ホールのみ）	—	式	4,500	
	仮設袖幕（小ホールのみ）	—	式	3,000	
	ドライアイスマシーン	1	台	3,000	
	組立式早変わり場	—	式	1,000	
ピアノ	フルコンサート	A	1	台	27,000
		B			11,000
	アップライト（楽屋のみ）				6,400
音響設備	拡声装置	1	台	2,400	
	マイクホン	1	本	2,400	
	無線マイクホン装置	1	チャンネル	4,800	
	録音装置	—	式	11,400	
	録音機	1	台	2,400	
	再生機	1	台	2,400	
映像設備	プロジェクター	1	台	10,000	
	書画カメラ			3,600	
	移動式スクリーン	1	張り	1,500	
照明設備	スポットライト	1	台	700	
	カッタースポットライト			800	
	ピンスポットライト			4,900	
	ランプピンスポットライト			1,100	
	フォグマシーン			3,000	
	効果器			2,800	
回線	映像用	—	式	9,400	

設備	音 声 用			5,800
楽屋 設備	楽 屋	A	1 室	4,000
		B		2,000
	シ ャ ワ ー 室			4,800
その 他	展 示 パ ネ ル		1 枚	200
	シ ョ ー ケ ー ス		1 台	700

備考1 この表に掲げる利用料金の上限額は、条例別表第2に掲げる利用時間の区分の1区分当たりの額とする。ただし、利用時間の区分が全日である場合の利用料金の上限額は、この表により計算した額に3を乗じて得た額とする。

2 準備、練習等のための利用に係る利用料金の上限額は、この表に掲げる額の10分の7に相当する額とする。この場合において、当該金額が100円未満のときは、これを100円とする。

3 この表に掲げるフルコンサートA及びフルコンサートBの型式は、市長が定める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、京都会館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第66号）の施行の日から施行する。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）